

三原市立深小学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標である「夢と志を持ち、共に高め合う児童の育成」を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装・頭髪・身だしなみ等)

第2条 (1) 校内外の学習活動の際は、決められた制服を着用する。

- ① 上着はイートンタイプの4つボタン(紺)。下は、膝丈ほどの長さのハーフパンツ、または、長ズボン。色は、黒か紺。装飾なし(フリル、ライン等)。ジーンズ不可。黒か紺のベルト可。スカートは、紺のプリーツの吊りスカートで、膝丈ほどの長さ。
- ② 白の無地のポロシャツ。襟なしのTシャツは不可。すそはズボンやスカートの中に入れる。



- ③ ベストやセーター・カーディガンを着用してもよいが、材質はニット製を基本とする。色は黒・紺。ワンポイントは可。柄物は不可。手の甲がかくれたり、すそが長かったりするものは不可。
 - ④ ソックスは、白・黒・紺でひざ下までの丈のもの。ワンポイントは可。柄物や縞は不可。 ※寒冷時、黒・紺のタイツ・スパッツは可。ただし、体育時には不可。
 - ⑤ 靴は、白色(ライン等も)の運動靴。マジックテープは可。ミドルカット・ハイカットやサンダル、くるぶしが隠れるものは不可。
 - ⑥ 制服に重ね着するジャンパー・コート等の華美でない防寒着の着用は可。ただし、教室では着用しない。
 - ⑦ 登下校時、手袋、マフラー、ネックウォーマーは、11月～3月に限り着用は可。ただし、校舎内では着用しない。
 - ⑧ 登下校の時は黄色の安全帽子を着用する。野球帽型とメトロ型どちらでもよい。
 - ⑨ 体育の時は、体操服、赤白帽子を着用する。体操服は、白の半袖体操シャツまたは白の長袖体操シャツ。ポロシャツは不可。下は、紺の半パンツ。寒冷時、必要に応じて、ジャージ可(黒または紺、フードはなし)。
 - ⑩ 水泳の時は、スクール水着(黒か紺)と水泳ぼうしを着用する。ラッシュガード(黒・紺)の着用可。
- (2) 頭髪は、学習にふさわしい髪型とし、前髪が目にかからないようにする。髪が肩にかかる場合は、ゴムでくくる。特異な髪型、染色、脱色、パーマ、アイロン等は禁止する。髪どめ用ピン・ゴム等は黒・紺に限る。
- (3) 眉毛を剃らない。細くしない。
- ※ 違反があった場合、事情を聞き、家庭や関係機関(警察、子ども家庭センター等)との連携、場合によっては特別な指導を行う。

(登下校)

第3条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登下校する。

- (1) 午前8時10分までに登校する。
- (2) 集団登校の時間に遅れないようにし、登校班では交通ルールを守り、安全に登校する。
- (3) 欠席や遅刻の連絡は8時00分までに保護者が行う。
- (4) 原則として集団で下校する。集団下校以外で下校する場合は担任に知らせる。

※ 違反があった場合、事情を聞き、家庭連携や、場合によっては特別な指導を行う。

(持ち物)

第4条 学校には、学習に必要なものや学習の妨げになる物は持って来ない。

- (1) 学校生活に不必要なもの、携帯電話、危険なもの、ゲーム類、化粧品類(色付きリップ等)、キーホルダー等の学校への持ち込みは禁止とする。
- (2) 不必要なお金は持って来ない。
- (3) 筆記用具は、シャープペンシル、ロケット鉛筆、ロケット消しゴム、カンペン禁止とする。
- (4) 筆箱の中身は、鉛筆5本程度(濃さはBまたは2B)赤ボールペン(赤鉛筆)、名前ペン、消しゴム、ものさしとし、必要以上に持ってこない。赤・青鉛筆(5・6年生はボールペン可)。蛍光ペンは黄色とする。
- (5) 持ち物にはすべて記名する。
- (6) 水筒は必要に応じて持ってくる。原則、お茶または水とする。ただし、学校が許可した時はスポーツ飲料も可。

※ 違反があった場合、事情を聞き、家庭や関係機関(警察、子ども家庭センター等)との連携、場合によっては特別な指導を行う。

第3章 校外生活に関すること

(遊び)

第5条 校外で、安全な生活を送るため、遊びのルールを規程する。

- (1) 帰宅時刻を守る。
- (2) 危ない遊びをしない。
- (3) 子どもだけで、校区外に行かない。
- (4) 近隣施設のプールや海、川や池等は、子どもだけで行かない。
- (5) 遊びに行く時は、行き先、遊び相手、帰宅予定時刻等を保護者に連絡する。
- (6) お金の貸し借りをしたり、おごったりおごられたりしない。
- (7) 帰宅時刻は4月～9月は午後6時、10月～3月までは午後5時とする。
- (8) 保護者がいない時は、友達の家の中で遊ばない。保護者の許可があればよい。
- (9) 帰宅後、校舎内に入る時は先生の許可を得る。
- (10) 子どもたちだけでお店に入らない。

※ 違反があった場合、事情を聞き、家庭や関係機関(警察、子ども家庭センター等)との連携、場合によっては特別な指導を行う。

(交通ルール)

第6条 自転車のきまりを守る。

- (1) 自転車は交通ルールを守って乗る。
- (2) 自転車は原則3年生から乗る。低学年は県道等交通量の多いところは乗らない。
- (3) 走行時は、ヘルメット着用がのぞましい。

※違反があった場合、事情を聞き、家庭や関係機関(警察、子ども家庭センター等)との連携、場合によっては特別な指導を行う。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第7条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①暴力・威圧・強要行為
 - ②建造物・器物破損(状況によっては、弁償対応してもらう。)
 - ③その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則(深小学校のきまり)に違反する行為及び、次の項目に該当する行為
 - ①いじめ
 - ②登校後の無断外出・無断早退
 - ③指導に従わない等の指導無視及び言動等(立ち歩き、授業妨害等)
 - ④学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
 - ⑤学校が生活上危険と判断した場合

(特別な指導)

第8条 特別な指導は次の通りとする。

- (1) 説諭(校長、教頭、生徒指導担当、担任)
- (2) 学校反省指導(別室反省指導、授業反省指導)
- (3) 家庭反省指導
- (4) 保護者連携による指導

(反省指導の内容)

第9条 反省指導の内容は次のとおりとする。

(1) 学校反省指導

学校反省指導は、別室反省指導と、授業反省指導の2段階とする。

- ①別室反省指導—登校させて始業後、別室で日課に従った学習や作業及び反省を行う。
- ②授業反省指導—別室指導において一定の成果が認められた場合に、通常の学校生活(授業等)で学習や作業及び反省を行う。

(2) 家庭反省指導

土、日、祝日等を使い、保護者の理解を得て、家庭において、当該児童に保護者とじっくり話し合わせ、生活を振り返り反省を行わせる。

(学校反省指導の期間)

第10条

別室反省指導及び授業反省指導の期間は、問題行動の程度や繰り返し等の状況を鑑み、学校が判断する。

附則 この規定は令和4年4月1日より一部改正、施行する。

この規定は令和4年9月20日より一部改正、施行する。

この規定は令和7年4月1日より一部改正、施行する。

○児童が自ら考え、自分たちで答えを導き出す学びが必要であり、校則においても、児童自身が主体的に考え、行動できるようにすることを大切にこの規定を制定しています。

○自分たちの決まりは自分たちで守るという民主主義の基本を身につけながら、自ら判断し行動できる児童を育成することを目的に制定しています。

(令和5年1月18日追記)